

厚岸町議会 第3回定例会

平成30年9月21日
午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、平成30年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

 - 議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

 - 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、3番堀議員、4番石澤議員を指名いたします。

 - 議長（佐藤議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。
委員長の報告を求めます。
5番竹田委員長。

 - 委員長（竹田委員長） 議会運営委員会報告をいたします。
9月20日午前11時50分から、第7回議会運営委員会を開催いたしました。その内容について報告します。
意見書案第4号 総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書の取り扱いについて協議いたしました。
その結果、本会議において審議することとし、意見書案第3号の審議後、審議を行うことに決定しました。
以上、議会運営委員会報告といたします。

 - 議長（佐藤議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

 - 議長（佐藤議員） 平成30年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩いたします。
- 午前10時01分休憩
- 午前11時20分再開
- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第3、議案第58号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算、議案第59号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第60号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第61号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第62号 平成30年度厚岸町介護保険特別特別会計補正予算、議案第63号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上6件を再び一括議題といたします。

本6件の審議につきましては、平成30年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

8番、南谷委員長。

- 委員長（南谷委員長） 平成30年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第58号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算外5件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（佐藤議員） 初めに、議案第58号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第59号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第60号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予

算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第61号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第62号 平成30年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第63号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（佐藤議員） 日程第4、議案第75号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●税財政課長（星川課長） ただいま上程いただきました議案第75号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算案につきましては、去る9月6日午前3時7分に発生した胆振東部地震による大規模停電に伴う災害対応関連経費の補正予算計上が主な内容となっております。

議案書1ページ、平成30年度厚岸町一般会計補正予算2回目。

平成30年度厚岸町の一般会計予算は次に定めるところによる。

第1条、第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,008万6,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」であります。歳入歳出ともに1款1項にわたって、それぞれ264万4,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。6ページをお開き願います。歳入であります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金264万4,000円の増、補正財源調整のための計上であります。

以上で、歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。歳出であります。

8款1項消防費、2目災害対策費2,644,000円の増、主に燃料費92万1,000円は自家用発電機ほかの燃料費、手数料132万3,000円の増は、下水マンホールポンプ場内の汚水汲み取り手数料、賃借料23万3,000円の増は、発電機および仮設トイレの借り上げ料であります。

以上で、議案第75号 平成30年度一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第5、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。
上記議案を次のとおり提出する。
平成30年9月19日。
提出者、厚岸町議会議員、大野利春。
賛成者、厚岸町議会議員、南谷健。同じく、室崎正之。同じく、竹田敏夫。
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。
北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、植えて育てて、切って使って、また植える、といった森林資源の循環利用を薦める必要がある。森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用所得の拡大による地方創成にも大きく貢献するものである。
北海道では、森林の広益機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び地産事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や炉網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取り組みを進めてきていたところである。
今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や、平成31年の通常国会で創設が予定される森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を利用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。
よって国においては次の措置を構ずるよう強く要望する。
記。
1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び地産事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工、流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。
以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、佐藤淳一。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

- 議長（佐藤議員） 提出者であります、大野議員に提案理由の説明を求めます。

1 番、大野議員。

- 1 番（大野議員） ただいま上程いただきました意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書でありますけれども、内容はただいまの職員の朗読のとおりであります。

林業に関する予算というものは、本来、当初予算で満度に見てもらうのが筋ではございますけれども、なかなかそうはいかず、補正予算をもってなんとかこの林業・木材産業の予算を確保しているところでございます。

次年度に向けて、当初予算でしっかりと財源確保を求めていくという主旨の内容でございますので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより質疑を行います。

ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、意見書案第4号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（福田係長） 意見書案第4号 全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する

平成30年9月21日。

提出者、厚岸町議会議員、南谷健。

賛成者、厚岸町議会議員、中屋敦。同じく、大野利春。同じく、竹田敏夫。同じく、中川孝之。同じく、佐々木亮子。

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の早期制定を求める意見書。

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によってアイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院におけるアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議の全会一致での可決を受け、政府はアイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策を更に推進しさまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からも更に施策を具体化する必要がある。

こうしたことから、これまでの歴史的経緯や、今後アイヌ政策を確実に推進していく上においても、国が主体となった総合的なアイヌ政策を本道のほか全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議員、佐藤淳一。

参考送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

- 議長（佐藤議員） 提出者であります南谷議員に提案理由の説明を求めます。

8番、南谷議員。

- 8番（南谷議員） 提案者といたしまして、提出理由を述べさせていただきます。

アイヌの人たちが民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承をしていくことは大変厳しい環境の中にあります。

本意見書は、これらの人たちが将来にわたって共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する新たな法律の早期制定を強く要望するものであります。

一昨日開催の第5回総務産業常任委員会におきまして、慎重に慎重に審査を行いまして、陳情者であります公益社団法人北海道アイヌ協会並びに厚岸アイヌ協会の皆様の思いにサインし、採択にいたっております。

議員皆様のご賛同のほどよろしくお願いをいたしまして、提案理由とさせていただきます。

- 6番（室崎議員） 議長、ちょっと休憩してください。

午前11時36分休憩

午前11時39分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

●議長（佐藤議員） これより質疑を行います。
ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。
総務大臣を追加させていただきます。

●議長（佐藤議員） 日程第7、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、総務産業常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

●議長（佐藤議員） 日程第8、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会において行った所管事務についての調査報告書が、厚岸町議会会議規則第77条の規定により委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第9、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって本報告書のとおり承認することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
厚岸町会議規則第127条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、議員の派遣についてはお手元に配付した内容により、派遣することに決定いたしました。
- 議長（佐藤議員） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、平成30年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午前11時42分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年 9 月21日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員